天神川水系土砂管理技術検討会 規約(案)

(名称)

第 1 条 本会は天神川水系土砂管理技術検討会(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 検討会は、天神川の健全な土砂環境を目指し時間的/空間的な広がりをもった土砂移動の場(流砂系・細砂系)における土砂管理計画の策定のため土砂生産域から河口域までの総合的な土砂管理のあり方について天神川水系土砂管理連絡協議会(以下「協議会」という。)に技術的見知からの助言を行うことを目的とする。

(検討会の実施事項)

- 第 3 条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を技術的見知からの助言 を行う。
 - (1) 水系の土砂動態の実態
 - (2) 基本理念の検討
 - (3) 土砂管理目標の検討
 - (4) 天神川水系の健全な土砂環境を目指した具体的な方策の検討
 - (5) その他土砂管理に関し必要な事項

(検討会)

- 第 4 条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加 することができる。
 - 2 検討会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。
 - 3 任期は2年間とする。
 - 4 委員がやむを得ない理由により検討会を譴責する時、委任された者の検討会への代理出席を認める。

(会議の公開)

第 5 条 検討会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、検討会に諮り、非公開とすることができる。

(検討会資料等の公表)

- 第 6 条 検討会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、検討会の了解を得て 公表しないものとする。
 - 2 検討会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を 得た後、公表するものとする。

(運営)

第 7 条 検討会は、委員から要請があった場合に開催する。

(事務局)

第8条 検討会の事務を処理するため、国土交通省倉吉河川国道事務所に事務局を置く。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については必要 に応じて検討会の承認を得て、定めるものとする。

附則

本規約は、令和5年 〇月 〇日から施行する.

別表

天神川水系十砂管理技術檢討会 委員名簿(案)

		SPIT (N)		
委	員			
鳥取大学学術研究院工学系部門	教授	黒岩	正光	
鳥取大学学術研究院工学系部門	教授	三輪	浩	
鳥取大学学術研究院工学系部門	准教授	梶川	勇樹	
鳥取大学学術研究院工学系部門	准教授	和田	孝志	
国土交通省 国土技術政策総合研究所				
国立研究開発法人土木研究所				

敬称略